

令和2年9月4日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（12名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
8番	今野	章	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（2名）

7番	澁谷	秀夫	君	9番	太齋	雅一	君
----	----	----	---	----	----	----	---

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	安土	哲	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	太田	雄	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	相澤	光治	君
教育長	内海	俊行	君
教育課長	赤間	隆之	君

参事兼中央公民館長	伊藤政宏君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君
代表監査委員	丹野和男君

---

事務局職員出席者

事務局長 櫻井和也 次長 熊谷直美

---

議事日程 (第1号)

令和2年9月4日(金曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 9月4日から9月18日まで15日間
- 〃 第 3 諸般の報告
- 〃 第 4 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について
- 〃 第 5 陳情第 1号 2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情について(継続審査)
- 〃 第 6 陳情第 2号 宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める陳情書について(継続審査)
- 〃 第 7 議案第70号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第 8 議案第71号 松島町町税条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第 9 議案第72号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第10 議案第73号 工事委託に関する協定の締結について(提案説明)
- 【松島浄化センター長寿命化改築工事委託】
- 〃 第11 議案第74号 物品売買契約の締結について(提案説明)
- 【消防小型動力ポンプ付積載車購入】
- 〃 第12 議案第75号 物品売買契約の締結について(提案説明)
- 【松島町立学校可動式教育用コンピューター購入】
- 〃 第13 議案第76号 令和2年度松島町一般会計補正予算(第5号)について(提案説明)

- 〃 第 1 4 議案第 7 7 号 令和 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 5 議案第 7 8 号 令和 2 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 6 議案第 7 9 号 令和 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 8 0 号 令和 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 8 1 号 令和 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 8 2 号 令和 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 8 3 号 令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 8 4 号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 8 5 号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 8 6 号 令和元年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 8 7 号 令和元年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 8 8 号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 8 9 号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 9 0 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 9 1 号 令和元年度松島町水道事業会計決算認定について（提案説明）
- 〃 第 2 9 報告第 6 号 令和元年度松島町健全化判断比率について
- 〃 第 3 0 報告第 7 号 令和元年度松島町資金不足比率について

- 〃 第 3 1 議案第 9 2 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 〃 第 3 2 議案第 9 3 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 〃 第 3 3 諮問第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 〃 第 3 4 諮問第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 〃 第 3 5 諮問第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 〃 第 3 6 諮問第 1 0 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

本日提案いたします議案は、条例の一部改正が3件、令和2年度補正予算が7件、その他議案が3件、人事案件が6件、令和元年度決算認定が9件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和2年6月12日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月12日に、第2回松島町議会定例会を招集し、16日までの会期において、松島町町税条例等の一部改正、令和2年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月22日には、松島町社会福祉協議会と協議を重ねてまいりました認定こども園の整備について「松島町における幼児教育・保育の充実に関する覚書」締結式を行いました。

7月9日には、第3回松島町議会臨時会を招集し、令和2年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

8月5日には、第2回行政区長会議を開催し、集会施設の在り方やコロナ禍における避難所運営について、町の考えを提示させていただきました。

次に、要望等でございますが、8月4日に、道路整備及び松くい虫防除に関する要望等について、要望書の提出を行っております。

また、東京エレクトロン株式会社の福利厚生施設として松島クラブが松島字東浜地内に建設されることに伴い、8月31日に安全祈願祭が執り行われており、本日お手元に資料を配付しておりますので併せてご報告申し上げます。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけを申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告については、令和2年6月22日、7月20日、8月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

請願・陳情・意見書等の受理及び請願・陳情・意見書等の処理についてはありませんでした。行政視察の来町者の受入れはありませんでした。

会議等については、令和2年6月12日の令和2年第2回松島町議会定例会を含めて総件数22

件の各種会議、委員会、行事等がございました。中でも、6月16日に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会より町に対する提言書の提出があり、翌17日に議長から松島町長へ提出しております。そのほかの詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行は、8月1日に「まつしま議会だより」第143号が発行されております。広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会調査については、総務経済常任委員会は3回、教育民生常任委員会は4回開催され、記載の調査内容についてそれぞれ調査を行いました。広報広聴常任委員会広報分科会では、「まつしま議会だより」の編集、校正を行いました。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は2回開催され、記載の調査内容について調査を行いました。

議員、委員会派遣は、宮城県町村議会議長会主催の復興創生期間終了記念・町村議会議員研修会が8月5日に加美町で開催され議員11名を派遣しております。

議長の諸報告は以上で終わります。

次に、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付しております組合議会議員及び広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合及び広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、吉田川流域溜池大和町外三市三ヶ町村組合議会、以上です。

以上で、一部事務組合議会及び広域連合の報告を終わります。

皆様にお伝えします。議場、暑くなっておりますので、上着を脱いでもらっても結構でございます。

---

#### 日程第4 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

教育民生常任委員会で調査中の保育教育環境におけるICT活用については、令和2年9月定例会までが期限でしたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって令和3年9月定例会まで期限を延期させるとの要求がありました。

お諮りいたします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求どおり令和3年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

---

日程第5 陳情第1号 2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情について（継続審査）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、陳情第1号2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、令和2年第1回定例会に陳情が提出され、教育民生常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。杉原 崇委員長、お願いします。

○1番（杉原 崇君） 教育民生常任委員会審査報告書。

1、付託事件。請願第1号2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情について。

2、調査期日、場所。令和2年6月15日、301会議室ほか3日間でございます。

3、出席委員。高橋副委員長ほか6名でございます。

4、出席を求めた者。陳情者、NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ理事長内館昭子氏ほか2名でございます。

5、審査・調査の結果。採択すべきもの。

6、審査・調査の経過と概要。令和2年2月18日付でNPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ理事長内館昭子氏ほか6名から、2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書が提出された。この陳情について、令和2年松島町議会第1回定例会本会議において、その審査が当教育民生常任委員会に付託され審査を行ってきたものである。

当委員会では、7月15日、陳情者内館昭子氏ほか2名に参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受けた。

政府内では、令和3年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の見直しを進めている。昨年12月には、制度見直しに向けた中間報告がまとめられたが、その内容は補足給付要件の見直しと高額介護サービスの見直しであり、高齢者の負担増と介護サービスの削減が具体化された案となり、ケアプランの有料化については検討事項とされた。補足給付の支給見直しは、

利用料負担が増している高齢者に対しさらなる負担を求めるものである。また、検討事項とされたケアプランの有料化については、介護保険サービスの削減をもたらすおそれがあり、さらに生活援助サービスが市町村事業となれば、財政力の乏しい自治体での事業継続が困難なものになってしまう。また、65歳以上の人口が38.7%と県内でも6番目に高い高齢化率である本町にとっては、高齢者が安心して暮らせる環境を続けていくためには、国のさらなる支援が欠かせない。

以上のことから、介護制度の抱える課題と、本町の介護制度の現状を鑑み、全員賛成の下、陳情書を採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択すべきものでありますので、初めに本件に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択するものに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、陳情第1号2021年度の介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情については、採択することに決定をいたしました。

---

日程第6 陳情第2号 宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める陳情書について（継続審査）

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、陳情第2号宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める陳情書についてを議題といたします。

本件につきましては、令和2年第1回定例会に陳情が提出され、総務経済常任委員会に付託

をし、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。3番緑山市朗委員長。

○3番（緑山市朗君） 総務経済常任委員会より審査報告をさせていただきます。

1、付託事件。請願第2号宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める意見書採択の陳情について。

2、調査期日。記載のとおり3日間でございます。

3、出席委員。記載のとおりでございます。

4、審査の結果。採択すべきものといたしました。

5、審査の経過と概要でございますが、読み上げさせていただきます。

令和2年3月4日付で、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合松島支部長小松浩一氏から、宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める意見書採択の陳情書が提出された。この陳情について、令和2年松島町議会第1回定例会本会議において、その審査が当総務経済常任委員会に付託され、審査を行ってきたものである。

観光業は松島の基幹産業であり、特にホテル旅館業はその主要な業種である。東日本大震災による被害からの復興と、観光局の入り込み数の復活が完全に達成されていない現状で、当該宿泊税の導入は本町のホテル旅館業の振興に多大な足かせとなることは事実であり、本町経済に悪影響を与えるものである。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、ホテル旅館業は甚大な被害を受け、経営について大いに苦慮している状況である。このコロナ禍に鑑み、宮城県知事は同税の導入案件を先般取り下げはしたが、今後のその取扱いは不透明である。

当委員会では、議会に設置された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において参考人招致された観光商工業関係者から意見を聞き、審査を行った結果、現時点の松島町の町内のホテル旅館業界の状況及び社会情勢を鑑み、全員賛成の下、陳情書を採択すべきものと決した。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択すべきものでありますので、初めに本件に反対の方の発

言を許します。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、陳情第2号宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める陳情書については、採択することに決定をいたしました。

---

日程第7 議案第70号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第70号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第70号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源確保のため、町長及び副町長並びに教育長の給料を、令和2年10月分から6か月間減額するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第8 議案第71号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第71号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号松島町町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に

公布されたことに伴うものであり、令和2年4月1日から施行を要するものについては専決処分をしましたが、その他の事項について改正を行うものであります。

今回の改正は条建てで行うものであり、主な改正内容につきましては、個人の町民税における非課税措置、町たばこ税の課税方式の改正等を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第71号松島町町税条例の一部を改正することにつきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、第1条及び第2条と条建てで行うものであり、主な改正内容につきましては個人町民税における非課税措置、町たばこ税の課税方式の改正等を行うものでございます。

条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1条の松島町町税条例の一部改正でございますが、1の個人町民税の第24条第1項の改正につきましては、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するため、前年の合計所得金額が135万円以下、失礼しました、合計所得額が125万円、令和3年度以降が135万円以下になりますが、そちらの未婚の独り親について独り親として非課税措置を適用するものでございます。

次に、第34条の2の改正につきましては、未婚の独り親についての所得控除であり、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者についてひとり親控除、控除額30万円を適用するものでございます。

2の町たばこ税の第94条第2項の改正につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の改正でございます。

1の個人町民税及び2のたばこ税関係につきまして、参考資料を添付しておりますので、5ページの参考資料をお開き願いたいと思います。

初めに、1の個人町民税の第34条の2の関係になりますが、先ほどご説明いたしました全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する未婚の独り親にひとり親控除を適用するものでございます。

具体的には、上段の表が女性の寡婦控除、下段の表が男性の寡夫控除について表したもので

あり、太字部分、太枠囲み部分が今回の改正箇所となります。

これまで、同じ独り親であっても死別、離別であれば寡婦（寡夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合には適用されず、婚姻歴の有無により適用が異なっておりました。また、子供のいる女性の独り親と、男性の独り親で寡婦（寡夫）控除が女性で30万円、男性で26万円と控除額も違い、男女の間でも異なっておりました。このようなことから、今回、婚姻歴の有無及び性別にかかわらず、子供を持つ全ての独り親家庭に対して、表の太枠囲みのとおり、ひとり親控除として500万円以下の所得制限を設け、30万円の控除額と同一にするものでございます。

また、女性の表の下線部分になりますが、子供以外の扶養家族を持つ女性については、500万円以下の所得制限を設け、引き続き寡婦控除として26万円の控除を適用するものでございます。

なお、施行期日については令和3年1月1日でございます。

6ページをお開き願いたいと思います。

2の町たばこ税の第94条第2項の関係になりますが、現在紙巻たばこは本数課税、また葉巻たばこについては1グラムで紙巻たばこ1本に換算する重量比例課税方式が取られており、現在の紙巻たばこ、また軽量の葉巻たばこの税負担は、商品は一例になりますが、紙巻たばこで税金が1本約13円に対し、通常の紙巻たばこに類似した軽量の葉巻たばこは約5円から9円程度となっている状況でございます。このようなことから、葉巻たばこの課税方式を見直し、葉巻たばこ1グラム未満のものについては紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式へ移行するものでございます。

課税方式の見直しについては、下の表に2段階で改正するものであり、第1条改正において令和2年10月1日から0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する本数課税方式へ、また第2条改正において令和3年10月1日から1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に本数換算へと改正するものでございます。

施行期日につきましては、第1条改正は令和2年10月1日であり、また第2条改正は令和3年10月1日でございます。

大変申し訳ございませんが、条例に関する説明資料の2ページにお戻り願いたいと思います。

3の附則の、附則第3条の2の改正につきましては、現在の延滞金の割合等につきましては、低金利の状況を踏まえ、当分の間の措置として本例の本則に定める原則的な割合ではなく、附則に規定された特例措置としての割合が適用されております。この特例措置につきまして

は、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合、いわゆる平均貸付割合、令和2年は0.6%になり、そちらに1%を加算した特例基準割合、令和2年は1.6%になりますが、こちらを今回の地方税法の改正において市中の金利の実勢を踏まえ、法人町民税の納期の延長がある場合、国税と同様に引き下げられ、平均貸付割合に0.5%を加算した割合に改正するものであり、実質0.5%の引下げとなるところでございます。

なお、施行期日は令和3年1月1日でございます。

次に、附則第17条の改正につきましては、租税特別措置法の改正により保有期間が5年を超える都市計画区域内の低未利用地及びその上にある建物を、令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡し、譲渡価格が500万円以下の場合はその譲渡益から100万円を控除できることに伴い、法の条項の追加を行っているところでございます。

施行期日につきましては、令和3年1月1日でございます。

次に、3ページの第2条の松島町町税条例の一部改正になりますが、主な改正内容につきましては、4ページの町たばこ税関係であり、先ほど第1条改正時にご説明させていただいたとおりでございます。そのほかの改正につきましては、地方税法等の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

また、条例に関する説明資料の4ページでございますが、今回、附則第7条で松島町国民健康保険税条例の一部改正を併せて行っており、改正内容につきましては松島町町税条例の一部改正の第1条改正の附則第17条の改正内容と同様に、租税特別措置法の改正に伴い附則第4項及び附則第5項に法の条項を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第9 議案第72号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第72号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が、令和2年6月5日に公布されたことにもない改正するものであります。

主な改正内容につきましては、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間を延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合について、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能にするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 議案第72号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回改正する条例は、平成30年度の介護報酬改定に伴い制定し、平成30年4月1日に施行となったものでございます。この条例では、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとの要件が設けられ、同時に配置準備のための経過措置として3年の猶予期間が設けられたものでございます。

今回の改正では、国の省令の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間をさらに延長し、主任介護支援専門員の確保が困難な場合の取扱いについて定めるとというのが主な改正の内容でございます。

それでは、条例に関する説明資料に基づき、具体的に改正内容を説明いたします。

第4条第2項では、管理者の要件として主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合は、主任ではない介護支援専門員が管理者となることを可能とするため定めるものでございます。

附則第2項は、管理者要件の適用を6年間延長し、令和9年3月31日まで猶予することを定めるものでございます。

附則第3項は、令和3年3月31日時点で管理者が主任介護支援専門員ではない事業者は、引き続き同日における管理者である介護支援専門員が管理者とすることができる旨追加して定めるものでございます。

なお、本則第4条第2項は令和3年4月1日から施行し、それ以外の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

最後に、居宅介護支援事業所について簡単に補足説明させていただきます。

居宅介護支援事業所とは、介護の必要な方が在宅で適切な介護サービスが利用できるように支援する事業所です。この事業所に配置され、ケアプランを策定して相談支援を行うのが介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第73号 工事委託に関する協定の締結について（提案説明）

【松島浄化センター長寿命化改築工事委託】

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第73号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号工事委託に関する協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る松島浄化センター長寿命化の改築工事を、日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、水処理設備関連の更新を行うものであります。

工期は、債務負担行為を設定しており、令和5年3月31日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第73号工事委託に関する協定の締結について、資料に基づきご説明をさせていただきます。

松島浄化センターにつきましては、平成3年の供用開始から29年が経過し、平成27年度より第1期、第2期と長寿命化改築工事を進めているところであり、現計画で最終となる第3期の改築工事を実施するものでございます。

また、協定の相手方である日本下水道事業団につきましては、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する用務について地方公共団体を支援及び代行する機関として唯一設立した地方共同法人であり、通常の請負契約とは違い下水道事業団と業務代行も含めて工事委託に関す

る協定を締結するものでございます。

次に、資料の1ページ目から4ページをご覧くださいと思います。

この資料につきましては、今回の工事委託に関する日本下水道事業団との協定内容であり、建設工事の変動増減、年割額の変更もあり得ることから、予定概算事業費として4億8,300万円とし、完成予定を令和4年度末までとしております。

次に、資料の5ページ目をご覧くださいと思います。

松島浄化センター長寿命化改築工事の全体計画であります。

これまで、平成27年、平成28年の2か年で灰色の着色箇所のポンプ棟のし渣脱水機や、沈砂池関連操作設備等の更新工事が完了しており、平成29年度から令和元年度までの3か年で緑色の着色箇所の汚泥等のかき寄せ機や、攪拌機の機械設備の更新及び管理棟の汚泥処理運転操作設備の更新工事が完了したところで、引き続き令和2年度から令和4年度までの期間で赤色に着色した箇所のオキシデーションディッチの攪拌機や最終沈殿池の汚泥かき寄せ機等の更新と併せて、管理棟の水処理運転操作設備の更新を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第74号 物品売買契約の締結について（提案説明）

【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第74号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約につきましては、松島消防団第6分団の消防小型動力ポンプ付積載車が、平成16年3月に購入・配備してから16年が経過し老朽化も著しいことから、令和2年度石油貯蔵施設立地対策等交付金により更新を図るものであり、去る8月20日の入札に付し、議案のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

納期は令和3年2月26日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、議案第74号物品売買契約の締結につきましてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

今回購入する車両の主な仕様内容を記載しております。車両につきましては、6人乗りのディーゼルエンジン、排気量が3,000ccでございます。可搬式の小型動力ポンプ1台を積載し、付属品として放水時に使用する吸水管、管鎗を装備いたします。そのほかに、消火活動に使用する鳶口、金てこ、これは大型のバールのようなものです、剣スコップ、はしごなども併せて装備いたします。

納入場所につきましては、東部地域交流センター隣の第6分団車庫になります。

2ページの参考資料をお開き願います。

写真の車両につきましては、平成30年度に購入し第5分団に配備した小型動力ポンプ付積載車でございます。今回購入する車両と規格、仕様内容等が同じということで、参考イメージの写真となっております。

資料の3ページ、入札の結果をご覧ください。

入札方法、条件付一般競争入札としたところ、3社からの申込みがありました。

入札の結果、仙台市太白区鉤取本町一丁目10番1号、日本防災工業株式会社仙台営業所が落札しております。

落札額は838万円、契約額は税込みで921万8,000円となっております。

8月26日に仮契約を締結しております。

納期は令和3年2月26日でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第75号 物品売買契約の締結について（提案説明）

【松島町立学校可動式教育用コンピューター購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第75号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約の締結につきましては、G I G Aスクール構想による1人1台端末整備に伴い可動式教育用コンピューター788台を購入するものであり、去る8月20日の入札に付し、議案のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

納期は令和3年3月26日であります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 議案第75号物品売買契約の締結につきまして説明をいたします。

児童生徒1人1台の端末整備を令和5年度までに達成することとされておりましたが、災害時や感染症発症に伴う臨時休業などにおいてもICTの活用による全ての児童生徒に学びを保障できる環境をつくるため、G I G Aスクール構想の加速化が国から示されておまして、早急な整備が求められております。これによりまして、本町におきましても今年度中に1人1台端末の整備を行うものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

購入する可動式教育用コンピューターの機種は、下にイメージ写真を掲載しておりますが、アメリカのアップル社製のタブレットiPadでございまして、各学校の導入台数につきましては、松島第一小学校が287台、松島第二小学校が122台、松島第五小学校が65台、松島中学校が314台、合計788台の購入ということになっております。

資料の2ページ、こちら入札結果のほうをご覧願いたいと思います。

条件付一般競争入札を公募したところ、4社からの申込みがありました。

入札の結果、仙台市宮城野区名掛丁205番地の1、株式会社大塚商会仙台支店が落札しております。

落札額は、3,238万7,000円、契約額は税込みで3,562万5,700円となっております。

仮契約は、8月26日に締結しております。

納期につきましては、令和3年3月26日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時5分といたします。

午前10時48分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第13 議案第76号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第5号）について  
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第76号令和2年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号令和2年度松島町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金及び新型コロナウイルス感染症対策等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、町長及び副町長の給料について、新型コロナウイルス感染症対策事業費のため、令和2年10月から令和3年3月までの6か月間減額するものであります。

13目施設管理費につきましては、長年にわたり地域コミュニティーの拠点として活用された磯崎区民会館について、老朽化等によりその役割を終え解体することになり、ふるさと寄附金の寄附者のご意向を踏まえ、その費用に対し助成するため補正するものであります。

16目震災復興基金費及び17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、令和元年度までに実施した事業に繰り入れをした繰入金の不用相当額について、それぞれの基金へ積立するものであります。

9ページにわたります。

21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の補正予算（第2号）に伴う新型コロナウイルスの感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応及び新しい生活様式を踏まえた地域経済の

活性化等に対応することを目的とした17事業を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

5項2目指定統計費につきましては、令和2年5月15日付農林業センサス市町村交付金及び令和2年7月10日付国勢調査市町村交付金の交付決定通知に伴い補正するものであります。

3款民生費1項7目プレミアム付商品券事業費につきましては、平成31年度プレミアム付商品券事業費の確定に伴う返還金について補正するものであります。

2項3目保育所費につきましては、法人よりご寄附をいただいた寄附金を財源として、保育所の保育教材購入費について補正するものであります。

11ページの、4款衛生費2項1目塵芥処理費につきましては、宮城東部衛生処理組合焼却施設の長寿命化を図る基幹的設備改良工事に伴う特別負担金を補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、人・農地プランの実質化の取組を行う事業であり、農地の将来設計を地域の実情を踏まえた上で明確にすることを目的とした農地の集積図等作成に係る事務費を補正するものであります。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、教育長の給料について、新型コロナウイルス感染症対応事業費のため、令和2年10月から令和3年3月までの6か月間減額するものであります。また、松島こども英語ガイド事業について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業を中止しましたことから、事業費の全額を減額するものであります。

12ページをお開き願います。

2項2目教育振興費につきましては、法人よりご寄附をいただいた寄附金を財源として、小学校の学校図書購入費について補正するものであります。

2項3目及び3項3目学校保健衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保健衛生用品及び保健衛生用備品に係る経費を補正するものであります。

5項3目給食施設費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響が生じている食肉の販売を促進するため、学校給食に県内産牛肉を使用するための経費を増額するものであります。

13ページの、6項1目幼稚園費につきましては、令和元年度子育てのための施設等利用給付交付金の実績報告により生じた差額について、国及び宮城県へ返還するため補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金につきましては、今年度の交付額の確定に伴い

増額するものであります。

13款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。

震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました宮城東部衛生処理組合特別負担金に対する一般財源負担分について増額するものであります。

15款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、区域外より本町へ就園する幼児に対し、当該園児の居住する自治体から支払われる就園負担金について補正するものであります。

4ページをお開き願います。

17款国庫支出金2項5目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました小学校及び中学校における保健衛生用品及び保健衛生用備品に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

18款県支出金2項4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農地の集積図等の作成のための経費に対するものであります。

7目教育費県補助金につきましては、歳出でご説明しました学校給食に県内産牛肉を使用するための経費に対するものであります。

10目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、事業の継続や雇用の維持のため、地域産業支援金等の上乗せや対象者の拡充に対する県補助金であります。

5ページの、3項1目総務費委託金につきましては、統計調査に係る交付金の交付決定に伴い補正するものであります。

20款寄附金1項3目民生費寄附金及び4目教育費寄附金につきましては、法人より子育て施策に活用してほしいとのご意向で寄附をいただいたものであり、歳出でご説明しました保育所の保育教材購入費及び小学校の学校図書購入費に係る財源として充当するものであります。

21款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から4目下水道事業特別会計繰入金につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れるものであります。

6ページをお開き願います。

2項2目ふるさと納税基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました磯崎区民会館解体

事業と松島こども英語ガイド事業について、それぞれの事業に対する繰入額を補正するものであります。

22款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、令和元年度決算に伴い補正するものであります。

24款町債 1 項 5 目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき借入可能額が確定しましたことから補正するものであります。

これらの財源を精査し、減債基金及び長寿社会対策基金への積立金並びに財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましてご説明いたします。

恐れ入ります、歳入歳出補正予算事項別明細書 7 ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、令和 2 年 6 月 24 日付で国より通知を受けました第 2 次交付限度額のうち、7 月 9 日開会の松島町臨時議会におきまして議決いただきました 13 事業の差額 8,939 万 6,000 円を財源とし、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図り、いのちとくらしと未来を守る基本方針に基づきまして、第 2 ステージとして新たに 17 事業を実施するものでございます。

恐れ入ります、主要事業説明資料の 1 ページ、A 3 判の資料をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けている住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止、町民の生活支援、町の経済回復に重点を置き、基本方針を 3 項目に定め、これまでに 26 事業を実施しております。

今回につきましても、新しい生活様式に向けた第 2 ステージとしまして全 17 事業を実施し、本町における臨時交付金活用事業につきましては、延べ 43 事業となります。

下段部分につきましては、本町が独自に実施する取組につきまして、それぞれの基本方針の各重点ごとに区分し、住民生活や地域経済が事業実施により上向きになるようイメージを図で表したものでございます。

続きまして、実施する 17 事業につきまして、1 番事業から順に事業概要をご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料 2 ページをお開き願います。

地方創生臨時交付金におきまして実施する事業を一覧にまとめております。補正予算事項別

明細書は7ページから9ページとなります。

初めに、1番事業、感染症拡大防止対策等の住民への周知協力依頼事業でございますが、これまでに新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止対策や、各種支援事業の周知のため、広報まつしま別冊の追加配布や、さらには各世帯へのマスク配付などに協力していただいた全12行政区に対しまして、実費相当額を協力金として交付する事業でございます。各行政区への協力金の算出につきましては、周知チラシ配布5回分と、マスク配付1回分に対しまして、世帯数で算出した世帯割に12行政区一律に交付する均等割を合計した金額としております。

続きまして、2番事業、感染症予防対策換気型空調設備事業につきましては、希望園に設置されている空調設備の老朽化に伴い、施設利用者の感染症予防対策を図るため、換気型空調設備を新たに設置する事業でございます。現在、希望園には5台の空調設備が設置されておりますが、その中でも老朽化が著しい4台の空調設備を更新するものでございます。

続きまして、3番事業、障がい者臨時特別給付金事業につきましては、感染症予防対策に伴い、外出機会が減少している障害を持つ方に対しまして、社会参加及び地域消費喚起の機会を図るため、町独自の支援策としまして1人当たり1万円を給付する事業でございます。身体障害者、障害程度等級の1級、2級の方、心臓などの内部障害者の1級から3級の方のほか、療育手帳A保持者、特別児童扶養手当1級該当者、精神福祉手帳1級を持つ精神障害者の方が対象となり、対象者といたしましては390人の計画でございます。事業の実施につきましては、10月1日を基準日とし、対象者に対しまして給付対象となる旨を通知した後、10月中旬頃より給付を開始したいと考えております。

続きまして、4番事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業につきましては、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の混合流行を避けるため、町独自の支援策としましてインフルエンザ予防接種費用を助成し、あわせて診療体制の負担軽減を図るものでございます。対象者といたしましては、65歳以上の高齢者のほか、60歳から64歳までの内部疾患手帳をお持ちの方が3,200名でございます。また、県や塩釜医師会などの指定医療機関に属さない介護施設など、施設内で接種される高齢者につきましては20名でございます。最後に、任意接種といたしまして、進学のため受験を控えている中学3年生90名、高校3年生90名を対象としまして、町内の医療機関で接種する費用につきましてもクーポン券により無償化するものであり、9月下旬より中高生及び高齢者の対象世帯に通知してまいります。

続きまして、5番事業、公共的空間安全・安心確保事業につきましては、J R仙石線高城町

駅前に設置しております公衆トイレにつきまして、既存施設の老朽化や施設規模の問題から衛生環境の改善を図ることが困難であります。つきまして、今回の事業で建て替えを行うものでございます。建設に関しましては、旧及川商店跡地に整備を予定しております駅前広場の一角に新たに建設し、入り口を男女別に分け、水洗化や換気機能など衛生環境の改善を図る計画でございます。

続きまして、6番事業、校外学習感染対策支援事業につきましては、感染拡大防止のため延期となっている小中学校の校外学習におきまして、密集状態を避けるため乗車人員を少人数に分ける対策を行うものでございます。少人数に分けることにより増加となるバスの車両借り上げ料につきまして、町独自の支援策として各小中学校に対しまして補助金を交付するものでございます。

続きまして、7番事業、保育所絵本整備事業につきましては、医療従事者はもとより感染症流行下におきましても就労しなければならない保護者等の児童の受け皿といたしまして、町立保育所は休所せずに対応してまいりました。今回の絵本整備事業は、今後新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が想定される中で、新しい生活様式に対応しながらも保育の充実を図るため、町内4つの保育所におきまして絵本を新たに購入する事業でございます。事業費の内訳といたしましては、4つの保育所に対しましてそれぞれ20万円ずつの購入とし、100冊程度の絵本を整備する計画としております。

続きまして、8番事業、感染症対応資金調達事業者支援事業につきましては、感染拡大防止のため外出自粛の影響を受け、事業継続や雇用維持などのための運転資金を調達した事業者に対しまして、町独自の支援策として事業継続などを支援するための事業でございます。事業の実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続のための資金借入れを行った町内の法人及び個人事業者に対しまして補助金を交付するものでございます。補助区分並びに補助金額につきましては資料記載のとおりであり、事業実施時期につきましては10月上旬より開始する予定でございます。

続きまして、9番事業、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業につきましては、感染拡大防止のため外出自粛の影響を受けている事業者に対しまして、これまでに町独自の支援策として取り組んでおります地域産業支援金及び1次産業事業者継続支援金の受給者に対しまして、さらなる支援としまして支援金の上乗せを行うものでございます。また、宮城県の休業要請などに全面的に応じた事業者に対しまして既に協力金を交付しておりますが、地域産業支援金などと併せ、支援金の対象を拡充してまいります。支援金額につきましては10

万円とし、事業実施時期につきましては10月上旬より開始する予定でございます。

続きまして、10番事業観光バス等応援事業につきましては、感染拡大防止のため外出自粛の影響を受けている町内のバス及びタクシー事業者に対しまして、町独自の支援策として事業継続のための支援金を支給する事業でございます。支援の内容といたしましては、町内のバス及びタクシー事業者が保有する車両の台数に対しまして支援金を交付するものでございます。

続きまして、11番、町立学校大型提示装置等整備事業につきましては、GIGAスクール構想におきまして児童生徒1人1台の端末整備に併せ、通常の授業におきましても使用するほか、遠隔学習などにも対応するため各小中学校に大型モニターを設置する計画でございます。各校の整備台数につきましては資料に記載しておりますが、既存で整備されているモニターも活用する考えでございますので、今回の整備台数は不足する台数分を整備する計画でございます。GIGAスクール構想に伴う機器整備事業につきましてはおおむね完了となります。

続きまして、12番事業、公共施設等の管理維持体制持続化事業につきましては、感染症拡大防止のため公共施設を休業したことに伴い収入が大幅に減少している指定管理者に対し、町独自の支援策として事業継続のための支援金を支給する事業でございます。支援金の対象といたしましては、施設休業の措置を行った4月から6月までの期間におきまして、50%以上の収入減となっている公共施設管理者を対象とし、支援金につきましては1事業所当たり上限額を30万円としているものでございます。

続きまして、13番事業、保育所児童・幼稚園児エクスカージョン事業につきましては、感染拡大防止のための外出自粛の影響を受けて町外への親子遠足が中止となりました保育所児童や幼稚園児につきまして、代替事業といたしましてエクスカージョン、いわゆる遠足でございますが、町独自の支援策として実施する事業でございます。対象といたしましては、保育所及び幼稚園の年長児童とその保護者を対象とし、松島町内の遊覧船乗船料や瑞巖寺拝観料を支援し、改めて地元愛の醸成と地域活性化を図るものでございます。

続きまして、14番事業、教育旅行誘致・受入準備事業につきましては、感染拡大防止のため外出自粛の影響を受けて全国的に中止や延期、近場への行程に振替となっております教育旅行につきまして、コロナ禍が終息を迎えた時期、ポストコロナにおきまして、時代の転換をつかまえ、いち早く教育旅行の誘致に取り組むため、県外の中高生をターゲットとし事前学習ツールを作成するための事業でございます。ツール作成後におきましては、学校や旅行会社に対しまして教育旅行の再開に向けた誘致活動を行ってまいります。

続きまして、15番事業、観光親善大使プロモーション事業につきましても、感染拡大防止のため外出自粛の影響を受けた松島におきまして、宣伝効果の高い観光親善大使とともに新しい生活様式に対応した観光を広く宣伝し、コロナ禍が終息した後の松島町に多数のお客様が来ていただけるよう誘客促進を図るため行う事業でございます。事業内容といたしましては、観光親善大使の方に松島町をPRしていただく動画を作成し、広く宣伝を行いたいと考えております。

続きまして、16番事業、ふるさとの魅力で食卓を応援します事業につきましても、感染拡大防止の影響による消費の低迷などにより、事業者の収入のみならず各ご家庭の食卓におきましても新型コロナウイルス感染症の影響はあるかと思えます。そのようなご家庭の食卓に対しまして、塩釜地区2市3町で構成しております塩釜地区広域行政連絡協議会での連携事業とし、塩釜圏域のふるさとの魅力で食卓を応援するため、圏域の特産品を詰め合わせたてんこ盛りセットとし、1,000セットの販売を行う事業計画でございます。セットの内容につきましては、2市3町各市町より2,000円相当の特産品を集め、合計で1万円の商品を2分の1の5,000円で販売するものでございます。差額の5,000円につきましては、臨時交付金を活用し2市3町で負担するものでございます。本事業の実施に際しましては、各家庭の食卓を応援するとともに、提供品の生産者や事業者の支援にもつながり、食材の魅力を通じて塩釜圏域と関わりを持とうとする方、交流人口や関係人口の新たな創出にも寄与するものと考えております。今後、準備期間を設け、実際の販売時期は冬の季節とし、本町からはカキの提供を検討してまいりたいと考えております。

最後となりますが、17番事業、新型コロナウイルス感染症に係る高校生就活対策事業につきましても、16番事業と同様に塩釜地区広域行政連絡協議会における2市3町連携事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職活動の悪化が懸念されており、当協議会におきましても就職を希望されている高校生の活動を支援することを目的とし、対策事業を実施するものでございます。今年度の塩釜管内求人状況といたしましては、6月末時点で232件であり、昨年度の同時点の数字426件と比較しましても45.5%の減、半分近く落ち込んでいる状況でございます。事業内容といたしましては、まず初めに採用枠の確保、雇用の維持につきましても商工会議所、各商工会、その他工業系、事業系、各関係団体などに対しまして、高校生の就職採用活動に係る要請について協議会より要請してまいります。また、2市3町の塩釜圏域内に居住する高校生を正規雇用する場合、地元で活躍できる人材育成のための育成費相当として奨励金を交付してまいります。なお、奨励金の交付につきまし

ては、塩釜圏域内に本社を有する企業を対象としており、1企業当たり10万円としております。10月より本格化する採用試験等に合わせ、協議会におきまして支援活動に取り組んでまいります。

A3の資料、下段、総事業費の合計欄をご覧ください。

2款総務費1項21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、これまでにご説明いたしました17事業、総事業費は1億4,568万4,000円となり、財源内訳といたしましては資料に記載のとおり国費8,939万6,000円と、事業番号9番に充当する県費2,500万円、そして一般財源が3,128万8,000円でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書4ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連する歳入補正予算についてご説明いたします。

17款国庫支出金2項国庫補助金7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年6月24日付内閣府より交付限度額の通知がございました2億1,136万6,000円のうち、7月9日に議決をいただきました1億2,197万円を差し引いた8,939万6,000円について先ほど歳出補正予算で説明いたしました事業財源として歳入補正するものでございます。

18款県支出金2項県補助金10目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、先ほど歳出補正予算にて説明いたしました9番事業、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業の財源といたしまして2,500万円を歳入補正するものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る歳入歳出の補正予算説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） 続きまして、教育委員会よりご説明を申し上げます。

主要事業説明資料2番と3番に基づきまして説明を申し上げます。

補正予算事項別明細書につきましては、歳入が4ページ、歳出が12ページということになっております。

事業名、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業につきましては、小学校と中学校が同時に取り組む事業となっておりますので、説明資料の2番、10款2項3目小学校分と3番の10款3項3目の中学校分を合わせて説明をさせていただきます。

町内各小中学校が、感染症対策を徹底しながら児童生徒の学習を保障するため迅速かつ柔軟

に対応できるよう、学校活動の再開を支援することを目的といたしまして、学校保健特別対策事業費補助金を活用し感染症対策を実施するために必要な保健衛生品に係ります消耗品、学習活動を確保・保障するための備品購入に係る補正を行うものでございます。

消耗品につきましては、手指消毒用アルコール、使い捨て手袋、その他授業で使います消耗品でございます。備品購入につきましては、教室等での空気を入れ換え感染予防を図るためのサーキュレーター、また非接触型の電子体温計等の購入を予定しているところでございます。

補助金につきましては、補助対象経費の2分1が補助の上限額となりまして、これは令和2年5月1日時点での児童生徒数に応じて設定されているものでございます。1校、児童生徒数300人以下で、補助対象経費100万円の2分の1で、上限額が50万円。児童生徒300人から500人までで補助対象経費の150万円の2分の1で上限75万円ということになりますので、下段のほうに記載されておりますが、第一小学校は児童が300人を超えておりますので、上限額が75万円、第二小学校と第五小学校及び中学校につきましては児童生徒が300人以下ですので、上限額が50万円の補助金となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第14 議案第77号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第77号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第77号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことに伴う一般被保険者国民健康保険税の減及び一般被保険者保険税減免に係る還付金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第78号 令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第78号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号令和2年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであり、また新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に係る還付金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第79号 令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第79号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号令和2年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことに伴う第1号被保険者保険料の減及び第1号被保険者保険料減免に係る還付金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第80号 令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）  
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第80号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第80号令和2年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第81号 令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第81号令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号令和2年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金について補正し、区有財産へ積立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第82号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第82号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第82号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の

提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものがあります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を1時といたします。

午前 11時48分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

---

日程第20 議案第83号 令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)

日程第21 議案第84号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について (提案説明)

日程第22 議案第85号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について (提案説明)

日程第23 議案第86号 令和元年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について (提案説明)

日程第24 議案第87号 令和元年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出  
決算認定について (提案説明)

日程第25 議案第88号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定  
について (提案説明)

日程第26 議案第89号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出  
決算認定について (提案説明)

日程第27 議案第90号 令和元年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について (提案説明)

日程第28 議案第91号 令和元年度松島町水道事業会計決算認定について (提  
案説明)

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第20、議案第83号から日程第28、議案第91号ま

では令和元年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、この議案の朗読については省略いたします。

このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第83号から日程第28、議案第91号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和元年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、令和元年度前半の我が国の経済は緩やかな回復を続けており、景気回復期間は戦後最長に迫っておりました。しかしながら、10月からの消費税率の改正や相次いだ自然災害、令和2年1月以降全国に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は大きな打撃を受け、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼を申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきましては、丹野、赤間両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいりたいと思います。

令和元年度一般会計の決算につきましては、歳入総額116億6,195万1,000円に対し、歳出総額98億3,997万5,000円となり、歳入歳出差引額18億2,197万6,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額13億4,600万2,000円及び事故繰越繰越額1億5,249万円を併せて差し引いた3億2,348万4,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち1億6,200万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

令和元年度予算に対する歳入の収入率は89.97%、歳出の執行率は75.92%となっております。

町税につきましては、徴収率は前年度と同率の96.4%となり、個人町民税、法人町民税の減により町税全体で7,000万円ほど減収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修及び職員の健康管理の一助として健康診断など福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、広報まつしまをより見やすいものとするためデザインを刷新したほか、各種SNSを通じて松島の魅力や観光情報、災害時におけるタイムリーな情報発信に努めました。

また、住民生活の不安解消を図るため行政相談、無料法律相談を定期的で開催しました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

また、平成30年度決算に係る新地方公会計による財務書類を作成し、公表しました。

企画費につきましては、長期総合計画後期基本計画の策定に向け、総合計画審議会に対する諮問を行い、全世帯意識調査として町民アンケートを実施するとともに、町民や関係団体の代表によるまちづくり検討委員会や、町職員で組織するまちづくり検討庁内委員会において、本町における現状と課題の整理、主要施策の達成度評価と見直し方針等、後期基本計画に係る各種確認や検討、議論を行い、効果的かつ適切な計画策定に努めました。

企業誘致につきましては、県主催の企業立地セミナーへの参加や、次世代放射光施設の計画に参画予定の企業と学術研究者が一堂に会する一般財団法人光科学イノベーションセンター主催の会議に出席し、町の企業誘致に関する取組の説明や、初原地区における工業系の土地利用に関する情報提供を行いました。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金と津波住宅再建支援事業補助金を引き続き交付し、町内外からの移住・定住者への支援を行いました。

また、東京都内で開催された県主催のみやぎ移住フェア等に参加し、移住を希望されている方に対し、松島の魅力をPRするため情報提供や移住相談を行いました。

さらに、移住定住促進ガイドブックの配布拠点に東京都内の本県のアンテナショップである宮城ふるさとプラザを追加し、一層のPR活動の強化を図りました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づき、町民や事業者の方々との事前協議及び届出制度並びに重点地区景観整備事業補助金制度による景観形成に関する協議を通じて、

景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

松島海岸駅整備につきましては、仮駅舎の建設工事を踏まえ令和2年3月16日に安全祈願祭を実施し、新駅舎の整備工事に着手し事業の推進を図りました。

交通安全費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設整備工事を実施し、交通事故防止に努めました。

また、幼児・児童・高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施するとともに、高齢者を対象とした交通事故防止の呼びかけや、飲酒運転撲滅運動を塩釜地区交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して取り組みました。

なお、日頃の交通安全活動の一助もあり、令和2年4月11日に「交通死亡事故ゼロ2,500日間」を達成し、宮城県警察本部長から褒状が授与されました。

諸費につきましては、各地区防犯指導隊の活動支援並びに警察等の関係機関との連携を図り、地域の安全確保と犯罪、非行の未然防止に努め、さらに近年特殊詐欺事案が多発していることから、詐欺被害防止のため安全・安心メールや防災行政無線を活用し注意喚起を行いました。

また、防犯灯のLED照明への交換を行い、夜間の安全確保に努めるとともに各地区への電気料金の助成を実施し、各地区の負担軽減を図りました。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、事務用端末については、最新のオペレーションシステム端末の整備として地域情報システムを新たに導入いたしました。

町民バス運行費につきましては、路線バスの運行及び第二小学校並びに第二幼稚園へ通学バス運行を行い、公共交通空白地域における通勤、通学、外出のための移動手段の確保に努めました。

また、松島町地域公共交通網形成計画に基づき、令和元年10月から12月までの3か月間、北部地区一帯を対象にデマンドバス第2次実証実験運行を実施しました。

施設管理費につきましては、集会施設の環境整備を図るため、滝ノ沢サブセンターの簡易水洗化工事を実施しました。

復興推進費につきましては、長期総合計画に基づく復興まちづくりの具体化に向け、復興事業の事業間調整、関係機関との協議を行いながら事業推進を図ったほか、松島地区外下水道事業をはじめとする復興交付金事業計画の作成を行い、町が実施主体となる事業に対する復

興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

ふるさと納税費につきましては、返礼品の随時リニューアル並びに使途事業を明確にするるとともに、ふるさと納税指定制度における総務省の指定を受け、大手ポータルサイトへの掲載を行うことで日本全国の皆様へ向け啓発に努めました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を引き続き行い、諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届出や諸証明の不正取得を防止するため本人確認を適正に行い、個人情報の保護に努めました。

また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取扱いやマイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員児童委員への活動支援や松島町社会福祉協議会をはじめとする福祉団体等への助成を行いました。

また、令和元年台風第19号の被災者に対し災害見舞金を支給し、生活再建への支援を行いました。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法等に基づき、障害のある方に対し施設入所費及び通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。

また、在宅で生活し、常時おむつを使用している障害者（児）を対象に紙おむつ購入に係る費用を助成し、介護者の負担軽減を図りました。

地域の障害者及びその家族等からの福祉に関する相談に対し、必要な情報提供や援助支援、関係機関との連携を図り、自立した日常生活や社会生活を送るための相談支援事業を、松島町社会福祉協議会へ委託し実施しました。

老人福祉費につきましては、支援を必要とする方に対して緊急通報システムや宅配夕食サービスを継続して実施したほか、新たに寝たきり等で外出が困難な高齢者に対するタクシー利用助成及び在宅で常時介護を受けている方等におむつ購入助成を実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、施設設備の定期点検について休館日を活用し効率的に実施し、老朽化等に伴う各種設備の修繕を適時適切に実施し、施設の保全と安全管理に努めました。

プレミアム付商品券事業費につきましては、消費税率引き上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を下支えするため、プレミアム付商品券の発行販売を行いました。

児童措置費につきましては、中学校終了前の子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に、児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い利用者への周知や既存システムの改修等を行い、円滑な移行を図りました。

また、保育所調理業務の民間委託を実施し、安全でおいしく栄養バランスの取れた給食の提供を行い、各保育所においては子供たちが安心して過ごせる保育環境整備に努めました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に医療費助成を行い、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療対策費につきましては、18歳に達する日の属する年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談や仲間づくり事業、各種イベント等を実施し、安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関などと連携し児童虐待予防や、発達障害児支援に努めました。

また、子ども・子育て会議において審議をいただきながら、令和6年度までを計画期間とする子ども・子育て支援事業計画（第2期）を策定しました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭学級の指定管理者による管理運営を開始し、児童の健全な遊び場の確保や情操を高めることを目的とした事業、イベント等を積極的に実施しました。

災害救助費につきましては、令和元年台風第19号において排水ポンプの設置や倒木処理等の応急対応並びに台風被害により発生した災害廃棄物や稲わら処理を実施するとともに、甚大な被害を受けた住宅の応急修理を行いました。

保健衛生総務費につきましては、住民が安心して医療が受けられるよう松島病院及び塩釜地区休日急患診療センターにおいて休日昼夜間診療、土曜準夜帯の急患診療確保に努めました。

予防費につきましては、がん患者の治療と就労の両立や療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ購入費助成事業を実施しました。

また、風疹の追加的対策として風疹の抗体検査及びワクチン接種を実施しました。

健康館費につきましては、研修ホールのクロス修繕や擁壁改修工事を実施し、施設設備の営繕管理に努めました。

母子衛生費につきましては、母子保健法の改正によりマイナポータルを活用した母子保健情報連携システムを改修し、市町村間の情報連携の運用に向けて体制を整備しました。

環境衛生費につきましては、ごみのないきれいな町を目指し、各地区協力の下、町内一斉清掃活動を展開し、環境美化促進に取り組みました。さらには、環境美化推進員による不法投棄のパトロール活動を実施し、不法投棄の監視体制強化と早期発見に努めました。

また、公衆衛生組合連合会の協力の下、防疫殺虫剤を配布し、衛生害虫の発生抑制に取り組みました。

塵芥処理費につきましては、町内各所に設置されたごみ集積所から生活系ごみの収集を行い、さらに年4回のハッピーマンデーにおいては燃えるごみの祝日収集を行いました。

なお、令和2年1月から3月までは宮城東部衛生処理組合焼却炉の基幹的改良工事に伴い生活系燃えるごみの一部を仙台市葛岡工場へ運搬しました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設を様々なサークルや教室が自主活動に利用し、身近な生涯学習施設として定着しました。

また、小学校、幼稚園、保育所などの児童・幼児向けの「図書の巡回文庫」や「子どもの本移動展示会」「ブックラリー」を継続的に実施し、身近に本と触れ合う読書活動を推進しました。

労働所費につきましては、中小企業勤労者等の生活の安定を目的に、融資制度の推進を図りました。

また、松島町シルバー人材センターを通じて高齢者の就労支援を行いました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき農業者が円滑な農地利用を行えるよう支援し、農地等の利用最適化の推進に取り組みました。

農業振興費につきましては、経営所得安定対策等推進事業により、法人や集落営農組織を中心に大豆や飼料用米等の転作作物の作付が実施されました。

また、品井沼農村環境改善センター多目的ホールの照明のLED化工事を実施しました。

農地費につきましては、県営事業として銭神地区かんがい排水事業での用水路整備工事、不來内排水機場の機器更新工事、銭神第一排水機場改築工事を実施しました。

また、手樽地区農村漁村地域復興基盤総合整備事業による補完工事により、安定した水田農業が行えるように整備されたほか、多面的機能支払交付金事業においては、実施組織合併により受益エリアを拡大することができました。

園芸振興費につきましては、継続した地産地消の推進として松島町地産地消実行委員会による「まつの市」「産業まつり」が開催されました。「松島パークフェスティバル」や「アトレ・るまつり」に加え、「松島ハーフマラソン」や「大漁かきまつりイン磯島」と同時開催

し、町内外の消費者への地場製品のPRが図られました。

また、「第1回まつしま実り賞味会」を開催し、町内在住者へ松島の食材の魅力を発信しました。

林業振興費につきましては、松くい虫防除事業として、宮城県と合同での薬剤の空中散布や地上散布及び樹幹注入事業、伐倒駆除事業を継続して実施するとともに、抵抗性松植樹事業を拡大し、松くい虫防除対策並びに特別名勝松島の松林景観保持に努めました。

水産業振興費につきましては、宮城県漁業協同組合松島支所を通じて松島湾でのアサリ・カキの養殖漁業等への支援を行いました。

また、松島産かきPR補助金等により安心・安全でおいしい町内産カキのPR及び水産業の振興を図りました。

漁港建設費につきましては、高潮・津波被害対策として実施しておりました古浦漁港及び銭神漁港の防潮堤整備工事が全て完了しました。

また、古浦漁港、名籠漁港、銭神漁港の用地かさ上げ工事も全て完了し、施設の機能回復及び強化を図りました。

商工業振興費につきましては、利府松島商工会と連携し、商工業者への継続した経営支援体制の拡充に努めました。

消費者行政活性化事業につきましては、消費生活講習会の開催や消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者及び新成人への啓発を実施し、消費者生活に関する情報提供や理解の促進を図りました。

観光費につきましては、松島町観光審議会において委員からの意見を賜り、観光振興計画に掲げる各施策の推進を図りました。

また、松島産食材のブランド化及び地元の食を求める観光客のニーズを満たすため、松島町商談会を開催し、町内の生産者と宿泊施設や飲食店等の仕入れ事業者との交流の場を設けることで、町内産業の総合的な活性化を図りました。

さらに、松島観光協会や宮城県、関係自治体と連携を図り、歴史・文化や自然景観等の恵まれた地域資源を生かした取組を実施し、松島町の魅力発信に努めました。

加えて、日本三景観光連絡協議会が制定する「日本三景の日」を広くPRするための記念行事として、令和元年7月21日に航空自衛隊松島基地第4航空団所属ブルーインパルス機の展示飛行等を実施しました。

松島湾プロモーション事業につきましては、本町と観光交流協定を締結し、平成30年7月豪

雨により甚大な被害を受けた岡山県倉敷市の観光復興を支援するため、JR仙台駅での合同プロモーションや、本町発着の倉敷観光のツアー商品を造成し、相互観光交流を図りました。

国際交流関係経費につきましては、引き続き国際交流員を任用し、観光事業者向けの英会話教室や、英語表記の整備を実施することにより、外国人観光客受入体制整備を促進しました。

また、富山県で開催された「世界で最も美しい湾クラブ」総会に出席し、松島湾の魅力や環境保全に関する取組を世界に向けて発信するとともに、各加盟湾で取り組むべき課題について議論を深めました。

文化観光交流館費については、指定管理者による町民向けのイベントとして「アトレ・るワークショップデイ」や「アトレ・るまつり」「アトレ・るのど自慢大会」など、幅広い年齢層が参加し、楽しめる芸術文化講演事業を実施し、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、道路の補修や除草、融雪を行い、町道等の維持管理に努めました。

道路新設改良費につきましては、松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区で避難道路の用地買収及び物件移転補償並びに道路整備工事を実施し、復興事業の推進に努めました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに、開発、建築に関する制限等の照会対応など、都市計画に係る各種行為に対する事務を通じ良好なまちづくりの推進を図りました。

また、品井沼地区において、地域コミュニティの維持及び振興を目的とした地区整備計画の位置づけを行い新たな土地利用の環境を整備するとともに、明神地区においても、幹線道路沿いという立地を生かし沿道商業地の誘導を目的とした新たな土地利用計画に関する事業の推進を図りました。

公園管理費につきましては、町民が快適なスポーツ活動に取り組めるように、指定管理者による適切な維持管理・運営に努めました。

街路事業費につきましては、町道根廻・磯崎線道路整備事業の磯崎側で、跨線橋及び道路整備工事を実施しました。

また、根廻側では、用地買収及び物件移転補償並びに道路整備工事を実施し、事業の推進に努めました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金を引き続き交付し、沿岸部の浸水被害対策の推進に努め、被災した宅地等所有者の生活再建の支援を図りました。

非常備消防費につきましては、町民の生命と財産を守るため、消防団の各種訓練実施と消防

資機材や消防水利などの点検を行い、火災予防週間の広報など啓蒙活動に努めました。

また、令和元年台風第19号においては、消防団による広報巡回や住民の避難誘導等、災害対応を行いました。

消防施設につきましては、老朽化した本部用指揮車購入及び消火栓格納箱用の消防ホース更新など、防災・防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、避難情報が5段階の警戒レベルに変更されたことから、区長会での説明やチラシの各戸配付等を行い、住民への周知に努めました。

また、災害時の情報伝達手段として重要な役割を担う防災行政無線設備の適正な保持に努め、さらには屋外拡声子局の増設を実施しました。

地域防災計画の内容の見直しにつきましては、平成30年に着手し、令和元年度末の策定に向けて作業を進めてまいりましたが、令和元年台風第19号を踏まえた内容に修正するため、令和2年度に繰り越して作業を進めております。

避難施設管理費につきましては、石田沢防災センターほか11か所の避難施設並びに避難場所2か所、備蓄倉庫8か所等の維持管理を行いました。

各地区の避難施設につきましては、行政区を指定管理者として、適切な管理運営を行いました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、未来の松島を担う、夢と志を持ち、誇りと自信に満ちた児童生徒の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、指導主事に相当する教育指導専門員を雇用し、学校に対する指導や教職員等の研修、不登校児童生徒の支援等に力を入れて活動しました。

また、学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、その機能や性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定しました。

心のケア不登校対策につきましては、様々な問題を抱えた児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーによる教育分野及び社会福祉に関する専門的な知識や技術を生かした家庭環境への働きかけを行い、関係機関と連携して問題解決に努めました。

また、「松島町子どもの心のケアハウス」事業においては、不登校または不登校傾向にある児童生徒やその保護者に対する教育相談、学習指導等を行い、早期の学校復帰に向けた支援を行いました。

学び支援センター事業につきましては、学校と連携を図り、児童生徒の自学自習の習慣づく

り、家庭学習の推進のため、放課後や長期休業中を利用し個々の実態に合わせた学習支援を実施しました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、町立学校空調設備整備事業を実施し、小学校、中学校及び幼稚園に空調設備を設置し、児童生徒等の安心・安全な学習環境の整備を行いました。

また、新学習指導要領の実施に向けて、3つの取組を行いました。

第1に、小学校外国語科必修に向けた準備として、引き続き外国語指導助手（ALT）の2人体制により英語学習の習熟化を図りました。

第2に、小中連携英語教育推進事業により、各学校の研究主任が中心となって、小中学校それぞれの授業を参観し合い、指導法について熟議を重ね、義務教育の9年間を通じ連続した学びとなるための効果的な指導の在り方について実践をしながら年間を通して研究を行いました。

第3に、新学習指導要領が令和2年度から実施される小学校について、学校におけるICT環境の整備方針に基づいたパソコン整備を充足させるため、可動式教育用コンピューター104台を整備しました。その後、昨年末から国がGIGAスクール構想を推進したことにより、現在は各小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備と1人1台端末の整備を進めております。

社会教育総務費につきましては、郷土の歴史や風土を学ぶ「松島まるごと学」や「放課後子ども教室」を、地域のボランティアや関係機関にご協力をいただきながら実施しました。

また、青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」の育成も継続して実施しており、海の盆をはじめとする地域の行事等に参加し、活動を行いました。

文化財保護費につきましては、国内外で相次ぐ文化財火災の対応として、国の補助を活用した防災設備事業の立ち上げを準備するなど、所有者との連携を密にすることで文化財の保存を図りました。

町所有の文化財につきましては、引き続き調査研究を進めるとともに、各種展示・講座を通じて調査成果の情報発信に努めました。

保健体育総務費につきましては、開催が1年延期となりましたが、東京2020オリンピック大会の聖火リレー通過に伴う周知活動やリレールート選定等、大会組織委員会並びに宮城県実行委員会に協力し、準備を行いました。

海洋センター費につきましては、屋外多目的運動場前のトイレ改修を行い、利用者の利便性

を図りました。

給食施設費につきましては、安全で衛生面に配慮した学校給食の提供に資するため、施設整備の維持管理に努めるとともに、幼稚園から中学校までの子供たちの嗜好にも配慮し、安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供しました。

学校給食では、地元産の新米や野菜を使用し地場産品の利用促進に努めたほか、子供たちが学校給食を通じて食の楽しさや食事の大切さについて学ぶため、栄養士による食育指導や、生産者との交流事業を継続して実施しました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めました。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、幼児教育の機会の保障と子育て世帯の負担軽減を図りました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、橋梁、漁港の災害復旧工事を実施し、施設の復旧に努め、古浦漁港の復旧工事が完了しました。

また、令和元年台風第19号で被災した農地及び農業用施設並びに公共土木施設の復旧に努めました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額18億6,098万2,000円に対し、歳出総額17億8,663万8,000円となり、歳入歳出差引額7,434万4,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち7,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者の適切な医療給付等に努めるとともに、令和元年台風第19号の被災者支援として、医療機関での被保険者の窓口負担免除及び国民健康保険税の減免を実施しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億251万4,000円に対し、歳出総額2億75万1,000円となり、歳入歳出差引額176万3,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、令和元年台風第19号の被災者支援として、一部負担金免除申請及び保険料減免申請受付事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額18億5,914万8,000円に対し、歳出総額18億2,780万円となり、歳入歳出差引額3,134万8,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち1,600万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業につきましては、松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向け、介護や福祉、生活支援に関する実態や意向の把握に努めました。

また、消費税率の引き上げに伴う介護保険料の低所得者軽減について、対象者を拡大するとともに、令和元年台風第19号の被災者に対する介護保険料及び介護保険利用者負担額の減免を実施しました。

さらに、生きがいと交流の場づくりを一層推進するとともに、認知症総合支援事業として認知症サポーター養成講座、認知症カフェ運営補助、専門職による相談支援を実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額715万1,000円に対し、歳出総額715万1,000円となり、歳入歳出差引額は0円をもって決算を行っております。

介護サービス事業につきましては、住み慣れた地域で自立して生活し続けられるように、総合事業対象者及び要支援認定者に対し介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調整により在宅生活を支援しました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億1,125万6,000円に対し、歳出総額9,631万3,000円となり、歳入歳出差引額1,494万3,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち1,280万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場産品の提供を行い、誘客に努めました。また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

さらに、環境整備として樹木剪定等を行うとともに、観瀾亭松島博物館及び事務室改修工事を実施し、維持管理と施設環境の向上に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェ・ベイランドにおいて地場産品を使った軽食の提供を行ったほか、松島町出身である漫画家の手代木史織氏のイラストで福浦橋・福浦島のパンフレットを作成し、さらなる魅力発信に努めました。

さらに、良好な施設維持管理に努め、夜の魅力発信事業である橋のライトアップを実施しました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額1,951万4,000円に対し、歳出総額1,942万1,000円となり、歳入歳出差引額9万3,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の売却収入及び貸付収入並びに積立金からの繰り入れが主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の草刈り等の管理費用と財産積立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額27億9,105万円に対し、歳出総額26億2,540万5,000円となり、歳入歳出差引額1億6,564万5,000円をもって決算を行っております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は167万3,000立方メートルとなっております。

雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場12か所の運転管理により、降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事等を実施しました。また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、復興交付金事業、災害復旧事業により磯崎第2雨水ポンプ場工事、高城排水区雨水管渠築造工事等を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として5億1,750万9,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、令和元年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万3,796人、年度末給水戸数5,626戸、年間総配水量194万3,000立方メートル、年間有収水量165万8,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては5億3,166万9,000円となり、水道料金や加入金の減などにより、前年度に比して554万2,000円の減収となっております。

水道事業費用につきましては5億1,676万2,000円となり、修繕費や減価償却費等の減により、前年度に比して484万2,000円の減額となっております。

収益的収支としまして、1,490万6,000円の純利益が生じました。

資本的収入につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事に係る企業債及び配水管移設工事等に係る負担金を受け入れております。

資本的支出につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事を実施したほか、復興事業等に要する配水管移設設計及び移設工事等を実施しました。

資本的収支としまして、資本的収入5億8,952万円に対し、資本的支出6億8,966万9,000円となり、差引不足額1億14万8,000円は、減債積立金の取崩し等により補填しております。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第83号から議案第91号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を14時5分とします。

午後 1時48分 休 憩

---

午後 2時05分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開いたします。

---

日程第29 報告第6号 令和元年度松島町健全化判断比率について

日程第30 報告第7号 令和元年度松島町資金不足比率について

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第29、報告第6号及び日程第30、報告第7号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたしたいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

報告第6号及び報告第7号の報告を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号令和元年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和元年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がない（黒字）ため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「<sup>なし</sup>」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7.9%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%ですが、地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金など令和元年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり21.7%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

報告第7号令和元年度松島町資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和元年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、令和元年度決算では資金不足額がない（黒字）ため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「<sup>なし</sup>」と記載しております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、令和元年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、令和元年度の健全化判断比率、資金不足比率についてご説明させていただきます。

お手数ですが、A4判横使いの報告第6号及び報告第7号の健全化判断比率等についての参考資料をご覧いただきたいと思います。

町長の説明と重複するものがございましてご了承願いたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

健全化判断比率として、4つの財政指標について町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものでございます。

その結果、4つの比率は記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再生基準には至っておりませんが、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願いたいと思います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたものであり、令和元年度の実質赤字比率はマイナス8.35%で、前年度マイナス14.1%より黒字の割合が約6ポイントほど減少しております。

そのほかの表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載しているとおりマイナス57.78%となっております。なお、平成30年度は、マイナス60.72%でございました。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記となっておりますので、このことは、赤字は生じていない、黒字であるということでございます。

3ページをご覧ください。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであり、3ページ表の右側の(8)に資金不足額または剰余額を表しております。水道事業会計では、約16億1,500万円の剰余額があり、また観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計もそれぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス312.36%で、また5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なく0%となっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願いたいと思います。

この表は、地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均を表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や普通交付税の算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものであります。この結果、実質公債費比率は7.9%で前年度の7.8%より0.1ポイント増となりました。

実質公債費比率が0.1%増となった要因といたしましては、算定から外れた平成28年度の単年度比率が9.58709でございましたが、令和元年度の単年度比率が9.81569と平成28年度単年度比率より若干高くなったこともその影響であるかと考えられます。

7ページをご覧ください。

この表は、将来負担比率を求めたものであります。この将来負担比率は、地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものでございます。

この計算は、このページの下の方のとおり、令和元年度の将来負担率は21%となっており、前年度の28.7%から7.0ポイント減少しております。

この主な要因といたしましては、上側の表、将来負担額の一番左側の欄の地方債の現在高が平成30年度より約1億7,900万円減少、また左から3番目の欄の公営企業債等繰入見込額が平成30年度より約1億3,900万円減少しており、下水道事業特別会計においても地方債の現在高の減少などにより一般会計からの繰入見込額が減少したのものによるものと考えられるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。

---

日程第31 議案第92号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第31、議案第92号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第92号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の鈴木康夫氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となることから、引き続き鈴木康夫氏を教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

鈴木康夫氏の経歴につきましては資料にも記載しておりますが、東北大学大学院工学研究科修士課程を修了後、昭和54年から長年にわたり宮城県庁職員として奉職され、宮城県産業経

済部技術参事兼研究開発推進課長、宮城県産業技術総合センター所長などを歴任されております。

平成24年4月には、公立大学法人宮城大学地域連携センター教授、平成29年4月より学校法人梅檀学園東北福祉大学教授に就任されております。

学校教育に深い理解と、教育に関する熱意を持ち、社会的見識を有した人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第92号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は11名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。櫻井事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

11番菅野良雄議員、12番高橋幸彦議員、開票立会いをお願いいたします。

開票に取りかかってください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を櫻井事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

可とするもの。 11票

否とするもの。 0票

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第92号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続けて同様の投票採決のため、議場を閉鎖したままにしたいと思います。

日程第32 議案第93号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第32、議案第93号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第93号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の佐藤 実氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となるため、後任委員として佐藤晴子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

佐藤晴子氏の経歴につきましては資料にも記載しておりますが、東北学院大学文学部英文学科を卒業後、昭和59年から長年にわたり小学校教諭として奉職され、大河原教育事務所次長兼指導主事、宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進専門監など、行政経験も豊富な方であります。令和2年3月に塩竈市立第一小学校を最後に退職され、同年4月から宮城県仙台教育事務所学力向上マネジメントアドバイザーに就任されております。

学校教育に深い理解と、教育に関する熱意を持ち、社会的見識を有した人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任と考えております。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。議運のときにもお話ししたんですが、地元有望な人材はなかったのかなど。それぞれの自治体で教育委員会というのは設置をされておまして、それぞれ自治体で独自の教育方針を持ちながら教育行政が担われていると、こういうことになるんだろうと思っているわけでありますが、なぜ町内の方ではなくて塩竈市の方なのかなど。経歴見ますと大変すばらしい経歴だということはよく分かるんですが、町内にはそういう有望な人材がいらっしやらなかったのかどうか、その辺についての考え方をひとつお聞きしたいのと、それから、町長はこの方とどれくらい面識があつて、お話し合いなどをされてきたのか、その辺、2点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 教育委員会の委員の選任について、教育長とこれまで何回となくお話をしてきました。まず、前任というか今もまだ任期あるわけですけれども、佐藤先生のほうから、自分のほうから退きたいということもございまして、後任をずっと、誰にしましよるかということで、実は教育長といろいろ意見を交わしたと。町内にそういった方々がいらっしやらないとかということじゃなくて、町内にもすばらしい方は、何人いるかと言われると数え切れませんが、たくさんの方がいらっしやると認識はしております。ただ、これまで松島の教育行政を見たときに、教育委員の方のうちの1人はやはり外部から松島町を見ていただくほうがいいのではないかとということもあって、前回は佐藤先生に頼んだ経緯がございました。今回も、この町内の方々、それから今いらっしやる方々も大変すばらしい方でありまして、ぜひ外から松島を見て、客観的に物事を捉えて、いろいろご指導していただく方がいいのではないかとということで、教育長とお話をし、選任については、人を選ぶことについては私よりも教育長のほうが優れておりますので、教育委員の選任については教育長にお願いをしたと。私、個人的に佐藤晴子さんとはお会いして、お話しとかそういったことはございませんけれども、教育長から人格的なことをお聞きしまして大変すばらしい方だということであればぜひお願いしたいということで、今日の運びになっております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第93号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は11名です。

立会人を指名いたします。会議規則の規定により、13番色川晴夫議員、1番杉原 崇議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。櫻井事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

13番色川晴夫議員、1番杉原 崇議員、開票立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を櫻井事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

可とするもの。 10票

否とするもの。 1票

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第93号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第33 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第34 諮問第 8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第35 諮問第 9号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第36 諮問第10号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第33、諮問第7号から日程第36、諮問第10号までは人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後 2時44分 休憩

---

午後 2時51分 再開

○議長（阿部幸夫君） 提案説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

諮問第7号、桔梗元子氏は、東北学院大学に長く勤務され、総務部、就職部の要職を歴任され、その間東北地区私立大学就職問題協議会事務局長及び全国私立大学就職指導研究会副会長にも当たられました。また、平成11年10月から平成17年9月までは本町の教育委員を務め、教育の振興に携わられておりました。現在は、婦人防火クラブ本郷地区会長として、地域の中で貢献されております。

諮問第8号、角田富子氏は、ソニーマグネプロダクツに勤務され、その後は家業である農業に従事しております。平成5年3月から平成25年11月までは、本町の民生委員児童委員を務

め、地域住民の相談役としてご活躍いただきました。さらに、平成20年6月から令和2年6月までは本町の選挙管理委員としてご尽力をいただきました。

諮問第9号の安曇浩一氏は、昭和60年4月大郷町立味明小学校教諭をはじめとし、平成17年4月には利府町立利府第二小学校教頭として勤務、平成24年4月に松島町立松島第一小学校校長として本町に赴任、子供たちの学校教育に熱心に取り組んでいただきました。長年教員として教育現場に携わった経験を活かし、住民の相談に対応できる方であります。

諮問第10号の大内安治氏は、塩釜地区消防事務組合で消防士として長く勤務され、消防本部の警防課長、予防課長の要職を歴任され、平成30年4月からは塩釜消防署長を務めるなど、本町をはじめ塩釜地区の防火活動等にご尽力いただきました。長年の消防士としての経験を活かし、住民の相談に対応できる方であります。

以上の4名を、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

○議長（阿部幸夫君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、意見調整のため、暫時休憩いたします。

傍聴の皆様申し上げます。意見調整のため、暫時休憩いたします。

議員の皆様には議員控室にご移動願います。

午後 2時58分 休 憩

---

午後 3時03分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

諮問に対する答申は各諮問ごとに行います。

初めに、諮問第7号についてお諮りいたします。諮問第7号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第8号についてお諮りいたします。諮問第8号につきましては、適任と答申した

と思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第8号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第9号につきお諮りいたします。諮問第9号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第9号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第10号についてお諮りいたします。諮問第10号につきましては、適任と答申したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第10号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は9月7日午前10時です。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後 3時05分 散 会